第３回　山北町障害者計画等策定委員会

日時：平成30年２月28日（水）10：00～

場所：山北町役場　401会議室

１．開会

事務局　：ただいまより第３回山北町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会を開会する。

開会にあたり、当委員会の委員長である工藤委員から挨拶をお願いいたします。

２．挨拶

工藤委員：こんにちは。今日は障害者計画等策定委員会の３回目となる。先日資料を郵送いただいたが、前回の資料と比べてかなりの変更があった。特に別資料にまとめてある追加点については、会議の中心となると思う。短い時間になるが、委員の皆様には忌憚のない意見を述べていただきたいと思う。よろしくお願いいたします。

※事務局より連絡事項

・三瓶委員、藤井委員、佐藤委員、晝場委員は欠席。

３．議題

事務局　：それでは議題に移らせていただく。なお、障害者計画等策定委員会設置要綱第７条第１項より、委員長が議長を務めることとなっておりますので、委員長は議事進行をお願いします。

議長　　：では、議題に沿って議事を進行させていただく。質疑のある方は、事務局の説明終了後にお願いします。

（１）計画（素案）について

事務局より、計画（素案）について説明

議長　　：説明があった内容を分けて質問討議をさせていただく。最初の計画書冒頭の挨拶についてご質問・ご意見等は。

※質疑なし

議長　　：次に10ページから34ページまでの、当事者、町民に行ったアンケート調査結果について質疑は。

事務局　：事務局から追加で説明させていただく。先ほど説明した通り、計画書には抜粋した項目のみを載せている。町のホームページで全ての調査内容は公表する予定でいる。

議長　　：10ページにあった有効回収率は、一般の方が44.1％、障がいのある方が62.1％となっているが、例年アンケートをするとどれくらいの回収率なのか。今回が初めての調査ではないと思うのだが。

事務局　：前回、６年前に行ったアンケートでは、障がいのある方は70.3％、一般の方は29.7％となっている。障がいのある方の回収率は少し下がっているが、一般の方は前回より多く回収できている。

議長　　：約半数の回答がある。一般の方も関心を持ってきたと考えて良いか。

事務局　：はい。特に障がいのある方を対象とした調査については、こちらの配慮が足りなかったところもあり、設問数が多くなってしまい答えるのが大変だったというようなご意見もあったので、回収率が少し下がってしまった部分もあるのではと思う。

議長　　：回収票の中には、最後まで回答していないものもあったのか。

事務局　：回収した票については、ほとんどの方は最後まで目を通していただいていると思う。途中で難しいと判断された方からは部分的に回答いただいている。

議長　　：アンケート内容については難しくなかったか。回答しにくいこともあったのでは。

アンケートの結果を見たが、例えば一般の方を対象とした調査結果の「５）差別や偏見の改善状況」で「偏見が『あると思う』と答えた方のみ」の回答で、「かなり改善されている」「少し改善されている」と回答された方に対して、どのような点が改善されたと思うのかという内容は回答者には聞いていないのか。

事務局　：具体的に回答する項目を設けなかったため、あくまで主観というか、回答された方が身近で改善が進んでいると思っているかどうかという設問になっている。

アンケート最終ページに設けた自由意見の中には関連する具体的な意見もあったが、どのようなことがきっかけなのかはこのアンケートからはわからなかった。

松下委員：障害者差別解消法だが、今、弁護士会で努力義務を法的義務にしようという動きがある。

この法律の中身が知られていないようであれば、来年度中に町の方でもう１回、この法律に

ついて傍聴会を開き、告示を読んでいただきたい。内容をよく聞くと厳しい法律なのだが、

意外と知られていないので、上手く活用すれば障がい者を取り巻く環境をあらゆる面で改善

できる。あまり知られていないから、事務局の方でよく考えてほしい。声をあげていかない

と、法律は変わらない。

事務局　：障害者差別解消法の研修や周知を来年度以降も続けていかないと、１回ではなかなか周知できないと思うので、町でもっとたくさんやってほしいというご意見。差別解消法が発令されており、努力義務ということであるのだが、なかなか浸透されていない。松下委員のおっしゃるのは、先ほどの認知度や偏見を持たれているか等のアンケート結果を含め、１、２回の取り組みでは変わらないから、もっと町をあげて周知したり、講習・研修を行ったりしてもらえないかということ。これについては来年度以降も障害者差別解消法だけではなく色々な部分で周知をし、それぞれ皆さんが理解していただけるように、アンケートを実施した際には数値にも反映されるように町も努力していきたいと思っている。実情の中で、どのように実施するかはこのアンケートや計画を踏まえた上で、来年度以降計画を立てていきたい。

議長　　：次に、35ページからの障がい児の保護者向けに行ったヒアリング調査について質疑は。

松下委員：25ページの将来の就労についての希望だが、はっきり言って雇用の問題は我々では手がつけられない。給与の問題は手がつけられるが、雇用の問題は難しい。事業者に法律で義務付ければ雇用率は上がるが、実際はどうか。障がい者の法律という枠を越えての法改正をしていかないと、将来的に経済を圧迫してしまう。雇用形態を、ダブルカウントではなくて、障がい者を１対１で雇用していかないと。今、事業所で就労できる障がい者はあまりいないと言われている。枠を越えて法律を改正していかないと、日本の経済も危ない。法改正を強く求める。

事務局　：前の委員会の際にも松下委員がおっしゃっていた、法律ができているが企業の考え方ややり方が変わっていかないと進まないという話か。

松下委員：事業所は、結局どれくらい受け入れてくれるのか。２人雇えば１人という制度ではなくて、１人雇えば１人とすべき。これは障がい者の法律だが、その枠を越えて雇用体制を変えていかないと経済的にも圧迫されてしまう。大分前から言っているが、町からも要望を出すようお願いしたい。

事務局　：就労の部分での人数の枠の部分の要望を出す時には、町としても国や県に法律の枠を越えた改革について意見を出してほしいということなので、町から提言する時には出させていただくつもりでいる。

議長　　：次に73ページから97ページの、未定だった目標数値等を追加した件について質疑は。

※質疑なし

議長　　：次に策定委員名簿や圏域におけるサービス提供事業所一覧については。

渡辺委員：113ページの圏域におけるサービス提供事業所一覧について。先ほどの説明では、足柄上郡と南足柄市、小田原市を抜粋して載せたということで、全体的に事業所が増えているというようなことを説明していただいた。しかし、サービスをする事業所を探すにあたって、例えば掲載している市町以外、例えば秦野市の事業所を利用したいという方もいると思う。計画書にもページの制限があるだろうからここに追加で載せるのではなく、一覧の最後に、その他の市町の施設を探す場合に利用できるサイトのＵＲＬを載せるなど、神奈川県下の他の事業所がわかるような案内ができれば良いと思う。

事務局　：神奈川県のホームページに検索するサイトや一覧が出ているので、そちらに案内できるように記載をさせていただく。

露木委員：話を戻してしまうが、29ページの「11）感じた差別や偏見の具体的事例」について。先ほど松下委員がおっしゃっていたような、企業における差別解消の取り組みにも含まれてくるが、調査対象者が職場でどのように差別や虐待を受けたのか気になる。使用者虐待に関することも含めて、虐待防止の進め方については、計画の中で考えていかなくてはいけないと思う。

具体的に記載のあった、「障がい者だから近付かない方が良いと、職場の色々な人に言う。」という回答については、それだけで虐待に認定されるくらいのことではないかと思う。以前の委員会で松下委員がおっしゃっていたように、障がい者虐待の防止というのも周知を考えていかないと思う。こうした現状が多々あるので、何か事業であったり虐待防止センターのことを記載されていたりすると、それを見た方達が相談できることを知ることができる。

事務局　：実際に障がい者虐待についてはネットワーク会議の方で行っていて、この会議の１回目の時もネットワーク会議と合わせてさせていただいているところで、虐待の報告と取り組みについては報告させていただいている。計画書の中への記載は特記していないのかもしれないので、今のご意見を聞いて修正や追加をさせていただいて、その部分をもう少し事業所の案内も含んだ中で濃くしていきたいと思う。

松下委員：29ページの差別や偏見への対策については、とても難しい。会社で雇うとなると、小さい会社であれば、雇用した者が上司として障がい者の様子を直接見ることができるが、大企業というのは、雇用主が配属先にどういう人間がいるかということまでは調べないと思う。雇用主はある程度指導したら、あとは職場で見てくださいと言う。入れた時に、虐待があるのかないのか、雇用主が確認して、配属先の職場の上司と話し合うべき。過去の事例では、最終的にいじめた上司が解雇されたケースを聞いたことがあるが、やがていじめを受けていた本人も辞めてしまわれたという。もう少し職場の外部からの人を交えて、配属先の職場の上司と密接な関係にしていくしかないと思う。

事務局　：松下委員、露木委員のご意見を聞いた中で、計画は大枠な計画なので細かい計画までは載せられないが、ただ、それが発展できるようなもので載せさせていただいて次に繋がるように出させていただく。

（２）計画書概要版（案）について

事務局より、計画書概要版（案）について説明

議長　　：概要版のカラーは２色刷りで印刷するのか。

事務局　：はい。実際にこの色で印刷をする。

議長　　：紙質はもう少し良くなるということで、全戸配布を実施するということでよかったか。

事務局　：はい。印刷したものを全戸配布する。

岩田委員：印刷物の体裁の件なのだが、この概要版と町の広報を比較すると綴じ方向が逆になっている。町としては冊子を出す時に綴じる方向は決まっているのか。

事務局　：広報は縦書きで、対して概要版は横書きになっていて、見やすさを考えてこのようにした。

渡辺委員：今のこの計画書は様々な内容が盛り込まれているので、概要版がこのような形になっているというのは理解した。計画書本体の方はかなりページ数があるので、先ほどの説明ではホームページに掲載するとのことだったが、やはり官公庁の窓口に置いていただいて、拾い読みができるような措置も取っていただきたいと思う。清水支所や三保支所に行った時に「計画書のこの部分を読みたい。」と思った時、目次を参照して拾い読みができると思う。

ホームページだけではなくて、できるだけ人の目に触れる計画であるべきだと思うので、そういう機会を作るためにも支所などにも置いていただきたい。

事務局　：図書室、資料室、関係部署には置くつもりでいたが、両支所については考慮していなかったので窓口に設置するようにする。なるべく目に触れるように、両支所の他にも気が付いたところがあれば配布するようにしたいと思う。

渡辺委員：今、山北町では他の計画も策定が終わって、これから成果品があがってくると思う。その全てを同じように全戸配布とする必要はないと思うが、障害者計画と併せて、関連する計画書も人の目に触れるようにしていただきたい。

事務局　：事務局より、本委員会からご意見があったことを各部署に周知させていただいて、同じように対応をするよう話をさせていただく。

（３）今後のスケジュールについて

事務局より、今後のスケジュールについて説明

・質疑なし

事務局　：先ほど事務局より話をさせていただいた通り、本日、皆様からいただいたご意見を反映をさせていただいた後は、事務局に一任いただくということでご了承いただきたい。

皆様から、委員会後に気が付いた点も含め、ご連絡いただいた意見を集約して修正し、計画を策定させていただくのでお願いします。

４．その他

露木委員：会議前にチラシを配布させていただいた。先ほどの権利擁護のところで、成年後見制度の普及活動が計画の中にもあがっていたが、この度、成年後見落語ということで高齢者の方向けに「後見爺さん」という落語をしていただき、内嶋先生からは障がい者の成年後見の事例も含めて分かりやすく制度の説明をしていただく予定でいる。すでに民生委員の皆様から申し込み等があり、すでに50名ほど埋まっている。民生委員の皆様、高齢者や障がいのある方も一緒に権利擁護について考えていきたいと思っている。興味のある方々にお声かけいただければと思う。開催予定は３月27日と年度末の忙しい時期ではありますがよろしくお願いいたします。

５．閉会

事務局　：副委員長よりご挨拶をお願いします。

岡部委員：これで本日の会議を終了といたします。お忙しい中、本当にありがとうございました。